

高校生等奨学給付金の申請手続きについて

通常分・県内学校

C

申請用紙は、在学する学校から受け取ってください

【提出書類】

○は必ず提出、△は該当する場合のみ提出してください

書類区分		申請区分	生活保護 (生業扶助) 受給世帯	非課税世帯				備考
				全日制・定時制		通信制	専攻科	
				第1子	第2子			
		①	②	③・④	⑤			
1	高校生等奨学給付金 受給申請書	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	表裏両面あります 消せない筆記具で記入してください	
2	生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書	○ (様式2)	—	—	—	—	福祉事務所に発行を依頼してください ※7月1日以降に発行されたもの（7月1日現在の受給が確認できるもの） ※福祉事務所の所定の証明書で代用可	
3	個人番号カードの写し等又は 令和6年度 課税・非課税証明書	—	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○	【個人番号カードの写し等の場合】（専攻科以外） ・様式4に個人番号カードの写し等を貼り付けて提出 ※1 マイナンバーによる税情報確認を希望される方で、 以前に、高校生等奨学給付金の申請のために 個人番号カードの写し等を提出したことがない場合 【課税証明書等の場合】 ・6月中旬頃以降市区町村で発行されます ・令和6年度「特別徴収税額決定・変更通知書」又は「納税通知書」で代用可 ・「高等学校等就学支援金」の申請で使用した証明書のコピー可 ・保護者等全員分（控除対象配偶者も含む）が必要です	
4	個人番号カード（写）等貼付台紙	—	△ (様式4)	△ (様式4)	△ (様式4)	—	個人番号カードの写し等を初めて提出する場合	
5	生徒本人について記載した扶養誓約書	—	○ (様式13)	—	○ (様式13)	○ (様式13)	扶養者と生徒本人について記載してください	
6	生徒本人と兄弟姉妹について記載した 扶養誓約書	—	—	○ (様式13)	—	—	扶養者と生徒本人及び中学生を除く15歳以上23歳未満の兄弟姉妹について記載 してください	
7	兄弟姉妹の受給申請書の写し	—	—	△	—	—	兄弟姉妹も給付金を申請しており、生徒本人を第2子として申請する場合	
8	委任状	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	学校に給付金を代理受領してもらうことで、保護者等が負担する学校徴収金と の相殺を希望する場合	
9	制服の再購入に係る誓約書	—	△ (様式14)	△ (様式14)	△ (様式14)	△ (様式14)	着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、 再度、制服の購入が必要である場合	

※2 上記の書類以外にも、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。

期限を厳守してください。

申請用紙は、兵庫県教育委員会事務局財務課のホームページから取得してください

【提出書類】 ○は必ず提出、△は該当する場合のみ提出してください

書類区分	申請区分	生活保護 (生業扶助) 受給世帯	非課税世帯				備考
			全日制・定時制		通信制	専攻科	
			第1子	第2子			
①	②	③・④	⑤				
1	高校生等奨学給付金 受給申請書	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	・表裏両面あります ・消せない筆記具で記入してください
2	生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書	○ (様式2)	—	—	—	—	・福祉事務所に発行を依頼してください ※7月1日以降に発行されたもの（7月1日現在の受給が確認できるもの） ※福祉事務所の所定の証明書で代用可
3	個人番号カードの写し等又は 令和6年度 課税・非課税証明書	—	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○	【個人番号カードの写し等の場合】（専攻科以外） ・様式4に個人番号カードの写し等を貼り付けて提出 ※1 マイナンバーによる税情報確認を希望される方で、 以前に、高校生等奨学給付金の申請のために 個人番号カードの写し等を提出したことがない場合 【課税証明書等の場合】 ・6月中旬頃以降市区町村で発行されます ・令和6年度「特別徴収税額決定・変更通知書」又は「納税通知書」で代用可 ・「高等学校等就学支援金」の申請で使用した証明書のコピー可 ・保護者等全員分（控除対象配偶者も含む）が必要です
4	個人番号カード（写）等貼付台紙	—	△ (様式4)	△ (様式4)	△ (様式4)	—	個人番号カードの写し等を初めて提出する場合
5	生徒本人について記載した扶養誓約書	—	○ (様式13)	—	○ (様式13)	○ (様式13)	・扶養者と生徒本人について記載してください
6	生徒本人と兄弟姉妹について記載した 扶養誓約書	—	—	○ (様式13)	—	—	・扶養者と生徒本人及び中学生を除く15歳以上23歳未満の兄弟姉妹について記載 してください
7	兄弟姉妹の受給申請書の写し	—	—	△	—	—	・兄弟姉妹も給付金を申請しており、生徒本人を第2子として申請する場合
8	在学証明書	○ (様式3)	○ (様式3)	○ (様式3)	○ (様式3)	○ (様式3)	・令和6年7月1日以降に発行されたもの ・学校指定様式を使用する場合は様式3の内容が確認できるもの
9	個人対象要件証明書	—	—	—	—	○ (様式3-2)	・令和6年7月1日以降に発行されたもの
10	世帯全員の住民票記載事項証明書	○	○	○	○	○	・令和6年7月1日以降に発行されたもの
11	委任状	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	・学校に給付金を代理受領してもらうことで、保護者等が負担する学校徴収金との 相殺を希望する場合
12	制服の再購入に係る誓約書	—	△ (様式14)	△ (様式14)	△ (様式14)	△ (様式14)	・着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、 再度、制服の購入が必要である場合
13	制服の再購入に係る証明書	—	△ (様式15)	△ (様式15)	△ (様式15)	△ (様式15)	

※2 上記の書類以外にも、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。

期限を厳守してください。

【提出書類】 ○は必ず提出、△は該当する場合のみ提出してください

申請用紙は、在学する学校から受け取ってください

申請区分 書類区分		非課税世帯				備考
		全日制・定時制		通信制	専攻科	
		第1子	第2子			
		②	③・④	⑤		
1	高校生等奨学給付金 受給申請書	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	・表裏両面あります ・消せない筆記具で記入してください
2	個人番号カードの写し等又は 令和6年度 課税・非課税証明書	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○	【個人番号カードの写し等の場合】（専攻科以外） ・様式4に個人番号カードの写し等を貼り付けて提出 ※1 マイナンバーによる税情報確認を希望される方で、 以前に、高校生等奨学給付金の申請のために 個人番号カードの写し等を提出したことがない場合 【課税証明書等の場合】 ・6月中旬頃以降市区町村で発行されます ・令和6年度「特別徴収税額決定・変更通知書」又は「納税通知書」で代用可 ・「高等学校等就学支援金」の申請で使用した証明書のコピー可 ・保護者等全員分（控除対象配偶者も含む）が必要です
3	個人番号カード（写）等貼付台紙	△ (様式4)	△ (様式4)	△ (様式4)	—	個人番号カードの写し等を初めて提出する場合
4	家計急変についての申立書	○ (様式12)	○ (様式12)	○ (様式12)	○ (様式12)	・離職票や解雇通知書、廃業等届出などを添付してください
5	家計急変事由や収入状況の確認書類	○	○	○	○	・保護者等全員分の収入状況確認書類が必要です
6	扶養親族全員について記載した扶養誓約書	○ (様式13)	○ (様式13)	○ (様式13)	○ (様式13)	・扶養者と被扶養者全員について記載してください
7	兄弟姉妹の受給申請書の写し	—	△	—	—	・兄弟姉妹も給付金を申請しており、生徒本人を第2子として申請する場合
8	委任状	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	・学校に給付金を代理受領してもらうことで、保護者等が負担する学校徴収金との相殺を希望する場合
9	制服の再購入に係る誓約書	△ (様式14)	△ (様式14)	△ (様式14)	△ (様式14)	・着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合

※2 上記の書類以外にも、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。

期限を厳守してください。

【提出書類】 ○は必ず提出、△は該当する場合のみ提出してください

申請用紙は、兵庫県教育委員会事務局財務課のホームページから取得してください

書類区分	申請区分	非課税世帯				備考
		全日制・定時制		通信制	専攻科	
		第1子	第2子			
		②	③・④	⑤		
1	高校生等奨学給付金 受給申請書	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	表裏両面あります 消せない筆記具で記入してください
2	個人番号カードの写し等又は 令和6年度 課税・非課税証明書	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○	【個人番号カードの写し等の場合】（専攻科以外） ・様式4に個人番号カードの写し等を貼り付けて提出 ※1 マイナンバーによる税情報確認を希望される方で、 以前に、高校生等奨学給付金の申請のために 個人番号カードの写し等を提出したことがない場合 【課税証明書等の場合】 ・6月中旬頃以降市区町村で発行されます ・令和6年度「特別徴収税額決定・変更通知書」又は「納税通知書」で代用可 ・「高等学校等就学支援金」の申請で使用した証明書のコピー可 ・保護者等全員分（控除対象配偶者も含む）が必要です
3	個人番号カード（写）等貼付台紙	△ (様式4)	△ (様式4)	△ (様式4)	—	個人番号カードの写し等を初めて提出する場合
4	家計急変についての申立書	○ (様式12)	○ (様式12)	○ (様式12)	○ (様式12)	離職票や解雇通知書、廃業等届出などを添付してください
5	家計急変事由や収入状況の確認書類	○	○	○	○	保護者等全員分の収入状況確認書類が必要です
6	扶養親族全員について記載した扶養誓約書	○ (様式13)	○ (様式13)	○ (様式13)	○ (様式13)	扶養者と被扶養者全員について記載してください
7	兄弟姉妹の受給申請書の写し	—	△	—	—	兄弟姉妹も給付金を申請しており、生徒本人を第2子として申請する場合
8	在学証明書	○ (様式3)	○ (様式3)	○ (様式3)	○ (様式3)	令和6年7月1日以降に発行されたもの ・学校指定様式を使用する場合は様式3の内容が確認できるもの
9	個人対象要件証明書	—	—	—	○ (様式3-2)	令和6年7月1日以降に発行されたもの
10	世帯全員の住民票記載事項証明書	○	○	○	○	令和6年7月1日以降に発行されたもの
11	委任状	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	学校に給付金を代理受領してもらうことで、保護者等が負担する学校徴収金との相殺を希望する場合
12	制服の再購入に係る誓約書	△ (様式14)	△ (様式14)	△ (様式14)	△ (様式14)	着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合
13	制服の再購入に係る証明書	△ (様式15)	△ (様式15)	△ (様式15)	△ (様式15)	

※2 上記の書類以外にも、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。

期限を厳守してください。